

随意契約理由書

件名	神戸三田線有馬口トンネル電気室他新築工事	
契約の相手方	(株)ビームストラクシオン	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、令和2年10月30日の制限付一般競争入札において再入札に付したところ、応札がなく入札中止となっている。</p> <p>本施設は現在工事中の神戸三田線有馬口トンネルの設備のための電気室である。トンネル設備工事は現在機器製作中であり、来年度前半には据付・調整工事を予定している。据付・調整工事を行う際には電気室が完成していなければならない。トンネルの供用開始に支障をきたさないためには早急に本工事に着手することが必要である。</p> <p>については、契約の意志を有し、神戸市発注工事の経験も豊富で、迅速かつ確実な施工及び他工事との綿密な調整が期待できる上記請負人に随意契約する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局建築課建築第2係	(電話番号 078-595-6591)